

第163回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成20年7月22日(火) 午後2時00分～4時00分
2. 場 所 (財)福井原子力センター 2階研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
  - (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(平成19年度 第4・四半期)
  - (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果(平成19年度 第4・四半期)
  - (3) 発電所の運転および建設状況(平成20年3月～7月)
  - (4) 県内原子力発電所の耐震安全性評価について
  - (5) 高速増殖原型炉 もんじゅについて
  - (6) 高浜発電所に係る高燃焼度(55,000MWd/t)燃料の使用計画等の  
事前了解願いについて
  - (7) その他
5. 配付資料 別紙のとおり

## 6. 議事概要

### ○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成19年度 第4・四半期）  
[県 原子力環境監視センター 寺川 所長より説明]
- (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果（平成19年度 第4・四半期）  
[県 水産試験場 若林 場長より説明]
- (3) 発電所の運転および建設状況（平成20年3月～7月）  
[県 原子力安全対策課より説明]

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・大飯3号機の原子炉容器出口管台溶接部の傷の発生日が5月26日になっているが、大飯3号は2月2日から定期検査に入って3月初めに管台部分のECT検査を行い、異常を確認したのではないかと。そうであれば、発生は5月26日ではなく、もっと前であったのではないかと。

(福井県原子力安全対策課：岩永 参事)

- ・大飯3号機の原子炉容器の出口管台溶接部の傷については、定期検査を開始した直後の3月上旬にECTを行い、傷が確認された。ただ、この時点では、傷の深さがわかっておらず、浅い可能性もあった。そのため、(傷があったことについて)連絡を受け、傷があることを認識してはいたが、異常事象との判断は保留した。その後、工事計画認可申請書に記載の厚み(70mm)を割った時点をもって異常事象と判断している。この判断をした日が5月26日である。そのことは資料No.3-1の36ページに記載している。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・関西電力は、工事計画認可申請書に定められている肉厚70mm、そこまで削っても傷が残っているから64mmにして、最終的には53mmでも大丈夫だとしている。保安院もこれで大丈夫とそれを認めている。この部分（原子炉容器出口管台溶接部）は、原子炉容器からの出口部分であり、一番大事なところである。そういったところについて、簡単に記載値を変更できるのか。削っても削っても傷が出てくるから、基準を下げていき、保安院もそれを認めるということでは、何のために当初に肉厚を定めたのかということになる。県と保安院はどのように考えているのか。

(福井県原子力安全対策課：岩永 参事)

- ・元々の肉厚は74mmであり、工事計画認可の際の強度評価は70mmで行っていた。4mmは裕度があった。研削して、70mmになっても傷が消えないので、強度評価では全周一様に厚さ64mmとしても強度に問題が無いことを確認した上で、64mmまで削った。しかし、64mmまで削っても、まだ傷が無くならないので、今後は全周一様に厚さを小さくするのではなく、傷の部分のみ(10mm四方位程度)を深く削るような形状を想定して強度評価を行う手法で評価をやり直した。
- ・そして、その評価結果を元に工事計画認可申請書の変更手続きを保安院に対して提出し、国の審査が終われば、改めて、その部分の削りこみをする計画である。現在、その手続きの準備をしている段階だと認識している。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官)

- ・県からご説明のあったとおりである。工事認可申請の際の肉厚はある程度の余裕を持っている。工事計画の審査において技術基準の適合性を確認しながら、実施しているというように考えている。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・私が言いたいのは、必要肉厚を最初は70mm、それから64mm、53mmと簡単に下げていって、それでも大丈夫と言われると、安全上の最後の砦は何処になるのかわからない。なぜ、初めに70mmと決めていたのかと疑問が生じる。そして、「削っていても傷が残っているから基準を下げていく」というようなことでは、安全上の質に対して疑問を持たざるを得ない。
- ・切り取ってみるということもできないし、放射線も非常に強いところであるから、なかなかそばへ寄るもの難しいことはわかる。しかし、少なくともそこで破断というか、大きい穴でも開いたら大変なことになると思うので、今後、保安院としてキッチリとやってもらいたい。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官)

- ・安全を確保する基準はあるので、それに照らして適切に行っていく。

#### ○議題説明

(4) 県内原子力発電所の耐震安全性評価について

[日本原子力発電(株) 加藤 開発計画室室長代理より説明]

[(独)日本原子力研究開発機構 西村 敦賀本部上級主席より説明]

[関西電力(株) 尾崎 原子力事業本部チーフマネージャーより説明]

(質疑なし)

○議題説明

(5) 高速増殖原型炉 もんじゅについて

〔(独)日本原子力研究開発機構 伊藤 理事より説明〕

〔原子力安全・保安院 原山 地域原子力安全統括管理官より説明〕

(敦賀市：河瀬 市長)

- ・ 警報の発生連絡の遅れ等々に対して、文書で申し入れを行っているところであり、地元との信頼関係が一番大事と思っている。発電所が身近にある地元には、発電所で何が起って、どういう状況にあるか知らせることが大事と思っている。県からも強く厳しく言ってもらっているし、市としても地域住民からの声を代弁しながら、常に開かれた形で取り組んで頂きたいと常々願っている。これからの行動計画についても対応をしっかりと頂くようお願いしたい。

(日本原子力研究開発機構：伊藤 理事)

- ・ 敦賀市からも厳しくご指導頂いている。通報遅れに対して改善に取り組んでいるところである。そういうなかで、7月4日に再度警報が発報して大変ご迷惑をおかけした。今回、保安院のご指摘を受けて、我々は行動計画を提出して改革に取り組んでいくので、今後ともよろしく願いたい。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・ しょっちゅう高速増殖炉について問題が出てきているが、10年以上運転を止めている原子炉に対して市民、県民も大丈夫か？と心配している。
- ・ 保安院から指摘されている事項に対して、今直すのではなく試運転までに直せばよいと自分のところで判断している。今直して、キッチリした体制にもっていくことをしていない。国の判断を通り越して、自分のところで判断する姿勢に見える。私は、前からそのようなところがあると思っていた。

- ・そのなかで7月4日の警報についても、検査の過程で警報が出るのだから通報しなくてよいと自分のところで判断している。今のところ、7月31日までに対策を提出するようになっているが、その間は保安院が原子力機構に対してキッチリとした指導していくべきだと思う。保安院の(原子力機構に対する)関わり方についても弱いと思う。
- ・県、市も厳重に注意しているといっているが、それがどこまで響いているかが問題である。安全協定に基づいて制裁ができるような措置が取れないかどうか、場合によっては安全協定の見直しも含めた具体的な措置を行えるような体制を自治体もとるべきではないかと考える。県はどのような考えか。

(原子力安全・保安院：原山 地域原子力安全統括管理官)

- ・長期に止めていた発電所を再開する計画を進める中で、今回を契機として保安院としては組織の問題まで踏み込んだ数多くの指摘をしている。事業者においては、しっかりとした対応策計画を出してもらい、実施してもらおう。保安院としては提出された内容を厳格に確認していく。

(福井県原子力安全対策課：櫻本 課長)

- ・指摘のあった安全協定についてだが、発電所の保守運営状況に係る事項について迅速に連絡するということは、各事業者の基本中の基本の責務と思っているが、機構において十分になされていないということでその都度、厳重に注意している。また、特別に機構の監督官庁である文部科学省あるいは保安院に対しても厳正な指導をお願いしている。
- ・こういうことを踏まえて今回、特別な保安検査あるいは12項目の改善指示が行われている。安全協定の個々の条文云々ということよりも、機構の技術面の問題もさることながら、組織体制そのものが今問われている。これらに対して、機構から具体的成果をまず示して頂くことが重要である。国の最重要プロジェクトを推進していくには、(プロジェクトを実施する組織への)信頼の問題は重要であると考えます。

- ・安全協定については、昭和47年に制定以降、随時充実を図っているし、最近では美浜3号事故も踏まえて様々な改訂もしているので、充実したものだと考えている。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・原子力機構の組織体制について何処が責任を持ってやっているのか明確でないと思う。今日説明しているのは伊藤理事である。原子力機構には敦賀本部があり、敦賀本部長がいるはずである。なのに、敦賀本部長が(こういった場に出)出てきて、説明を行うようなことがない。敦賀本部長に「機構の全体の責任は私にあり、我々が責任を持ってキッチリと(現場を)指導する」という姿勢が見えない。
- ・もっとしっかりとした体制をとるよう県も保安院も指導することをお願いする。これは、要望である。

(日本原子力研究開発機構：伊藤 理事)

- ・本日は本部長が欠席で申し訳ない。
- ・特別な保安検査で、先ほど紹介のあったご指摘を受けている。今、私どもは本部長が先頭に立って、行動計画の中で「経営層が現場にどう関与していくか」について議論している。

(6) 高浜発電所に係る高燃焼度(55, 000 MWd/t) 燃料の使用計画等の  
事前了解願いについて

[関西電力株式会社 高杉 原子燃料部門統括より説明]

(質疑なし)

以 上